資料 12-1

# 甲の原体育館室内プール管理運営委託仕様書（H24 直営当時）

１．目　的

本委託は、甲の原体育館室内プール（以下「室内プール」という。）の利用者に対し、安全で楽しく利用できるよう、いつも親切な応対と注意をはらうとともに、良好な水質及び環境衛生を維持管理する。

２．場　所

中野町２７２６番地８

３．委託期間

平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで

ただし、甲の原体育館の休館日及び室内プール休場日は、室内プールの監視及び受付業務は除くが、プール水の全換水・清掃業務に振り替えることができる。

４．施設概要

(1)　水泳プール（２５ｍ×１３ｍ、６コース）及びプールサイド
　　幼児プール　１８．６㎡

(2)　採暖室、更衣室、シャワー室、便所

(3)　監視室、受付

(4)　倉庫、機械室

５．業務内容

業務内容は次のとおりとし、別紙「プール清掃及び安全点検業務委託共通仕様書」及び「甲の原体育館室内プール管理運営業務実施要領」に基づいて実施するものとする。

(1)　監視業務

(2)　受付業務

(3)　清掃、衛生管理業務

(4)　プール水の全換水・清掃業務

(5)　プール排水口及びろ過機給排水口の安全点検

(6)　関連業務

ア）空気環境測定

イ）水質検査（水素イオン濃度・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌）水温・室温管理

ウ）機器等の適正な維持管理及び安全点検

エ）各種の軽易な修繕及び部品の取替え

オ）プール水質等の良好な管理

６．勤務時間

勤務時間は、原則として午前８時３０分から午後１０時までとする。（前後の準備、整理、点検時間を含む。）なお、水換え等の場合は別途協議する。

７．人員体制

人員体制は、業務を適正に遂行できる体制とし、特に混雑期には十分対応できる体制とすること。

８．組織及び業務規定の承認

受託者は、契約締結後直ちに本委託を円滑に履行するため責任者を定めるとともに組織体制及び業務規定を作成し委託者の承認を得ること。

その際、従事者名簿及び本仕様に定める「責任者の資格」「監視員の資格」を証明する書類をあわせて提出すること。

９．責任者

責任者は常駐し、常に委託者と連絡を密にするとともに、各業務の指導監督を行い、従事者の勤務状況を把握して適正な業務の遂行に努めること。

１０．　資格

(1)　責任者の資格は次のとおりとする。

経験３年以上で、救助法及び監視法の講習を修了し、日本赤十字社水上安全法救助員の資格又は同要件を有し承認を得たものであること、及びプール施設業務に精通しているものであること。

(2)　監視員の資格は次のとおりとする。

１８歳（高校生を除く。）以上で、日本赤十字社水上安全法救助員の資格者又は救助に必要な泳力を有し、救助法、監視法の講習を修了したもの、あるいは監視員として推薦され、委託者が承認したものであること。

１１．監視員の服装

監視員の服装は、一般利用者と区別するため、統一した帽子を着用し、メガホン・笛を常に所持すること。

１２．経費の負担区分

(1)　委託者が負担するもの

光熱費、医薬品、衛生消耗品、保守点検に必要な備品、設備機器類の部品代及び修理代、法定点検に要する経費

(2)　受託者が負担するもの

清掃作業及び救助訓練に必要な機材、水質検査に必要な備品、従事者の制服及び名札等事務用品及び業務日誌等

１３．損害賠償

受託者は、業務の実施にあたり、事故防止に万全を期すとともに、車両・機械等を操作・移動する場合は、適切に誘導をするなど安全確認を十分行うこと。万一、受託者の責に帰すべき事由により損害を生じたときは、受託者の責任において処理し、損害を補償するものとする。

１４．支払方法

業務完了検査に合格した後、請求により支払う。

１５．支払条件

約款第７条に関わらず、別紙支払明細書のとおりとする。

支払条件は区分払いで１２回とする。

１６．その他

(1)　本仕様書に定めのない事項または仕様の解釈に疑義を生じた事項については、委託者と受託者双方協議のうえ定めるものとする。

(2)　平成２５年度に本契約の受託者以外が受託した場合、後任の受託者が業務を円滑に遂行できるように、業務の引継ぎに協力をすること。